

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、「再弁明書において記述されている『許可権者（国有地管理者）が慎重に審査を行った結果、申請箇所前には市道があり家屋への利用はできるため車道橋は必要ないと判断した。』の具体的な審査の内容を記録した文書（具体的な審査項目・事実関係・法的根拠及び今後の対応策等を記載した文書）」の開示請求に対し、「許可権者の行った審査の具体的な内容を記録した文書（平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号に関する決裁文書）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月7日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「再弁明書において記述されている『許可権者（国有地管理者）が慎重に審査を行った結果、申請箇所前には市道があり家屋への利用はできるため車道橋は必要ないと判断した。』の具体的な審査の内容を記録した文書（具体的な審査項目・事実関係・法的根拠及び今後の対応策等を記載した文書）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は本件請求に対し、本件対象文書を特定の上、条例第10条第2号の個人に関する情報を不開示とする行政文書部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月21日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1)平成16年1月21日付け東広建竹第310号による行政文書部分開示決定通知書は、過去に開示された内容と同一であるとの説明があることから、異議申立人が平成16年1月5日付け開示請求書において開示を求めた「許可権者（国有地管理者）が慎重に審査を行ったとする具体的な審査項目・事実関係・法的根拠等」を記載したも

のではない。

- (2) 今回の行政文書部分開示決定通知書は、「再弁明書」に記述されている「慎重に審査した」という事実を開示するものでは到底なく、また、再弁明書に虚偽内容を明記するとも考えられないことから、再弁明書の記述を裏付ける文書を隠匿している疑義がある。
- (3) 上記のとおり、常識的には存在すると考えられる文書を隠匿している疑義があることから、開示請求書に記載した文書の全てを速やかに開示するよう要求する。
- (4) 本件処分は「再弁明書」に記述されている「慎重に審査した」という事実を開示するものでは到底なく、また、再弁明書において虚偽の内容を明記するとも考えられないことから、竹原市道峠郷線の申請箇所が「自動車交通不能」と指定されている重要な事実を踏まえても、なお安全に通行ができるか否かについて、まさに「慎重に審査した」はずであり、かつ、その事実の記録は全く開示されていないことから、開示請求の対象とした文書の全てを速やかに適正に開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求書で言及されている再弁明書とは、次の経緯により東広島地域事務所長（竹原支局）が作成した文書である。

平成15年4月22日付けで異議申立人の関係者から竹原支局に対し、竹原市内の砂防指定地内普通河川（以下「砂防河川」という。）「郷川」に係る橋梁設置許可申請書が提出されたが、同年7月7日付け東広建竹第19号により竹原支局は不許可処分を行った。

この処分を不服として、異議申立人から審査庁（広島県知事）に対して平成15年7月15日付けで当該申請者の代理人として審査請求があり、その審査のために審査庁（広島県知事）から処分庁（東広島地域事務所長）に対し弁明を求められ、平成15年9月12日付け東広建竹第51号により弁明書を提出した。

この弁明書に対する再弁明書を同年12月10日付け東広建竹第236号により審査庁（広島県知事）に提出した。

- 2 砂防河川に橋梁を設置する場合、広島県砂防指定地管理条例（平成14年広島県条例第47号。以下「管理条例」という。）第3条（行為の制限）及び第4条（砂防設備の占用）の許可が必要である。

平成15年4月22日付けで異議申立人の関係者から砂防河川「郷川」への橋梁設置のため「砂防指定地内制限行為・砂防設備占用許可申請書」が提出され、竹原支局で許可の要否について審査した。

- 3 再弁明書中「許可権者（国有地管理者）が慎重に審査を行った結果、申請箇所前には市道があり家屋への利用はできるため車道橋は必要ないと判断した。」との審査の記述についての説明は次のとおりである。

申請を受けた竹原支局は、「砂防指定地内制限行為及び設備占用の許可に係る申請書等審査表」の各項目に基づいて適否を書面上判断し、疑義のある項目については関係者への聞き取りや補正資料の提出を求めた。

また、申請箇所前に市道があり、橋梁設置の必然性（橋梁設置が必要やむを得ないものかどうか）について検討する必要があると判断したため、現地調査や過去の許可事例との比較検討を行った。また、県庁砂防室と許可の存否やその法的根拠について協議を行った。

県の意味決定は起案文書により行われる。起案文書には事実関係、検討・協議内容などの具体的な審査記録、根拠規定、意思決定を行った理由などを記載することとしている。県はこの起案に基づき、最終的に意思決定を行っている。

通常、異議申立人の請求した具体的な審査結果は起案文書である「平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号に関する決裁文書」にのみ記載されているもので、対象文書について、念のため当該決裁文書以外にないか検索したところ、当該決裁文書以外には存在しなかった。

4 このため、当該決裁文書を対象文書として特定するとともに、その一部に条例第10条第2号に該当する不開示情報（個人に関する情報）が含まれていたことから、当該部分を除き開示することとしたものである。

5 異議申立人は当該決裁文書以外に本件請求の対象となる文書があるはずであると主張しているが、その証拠となる事項を示しておらず、一方的な推測にすぎないものである。そもそも、審査に必要な事項や資料であれば、当然に審査に係る起案に記載又は添付されるものであり、当該決裁文書以外にこうした文書が存在しないことは明らかである。

以上のことから、条例第7条第1項及び第11条第1項の規定により行政文書部分開示決定を行った本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、再弁明書に記述されている「許可権者（国有地管理者）が慎重に審査を行った結果、車道橋は必要ないと判断した」の具体的な審査の内容を記録した文書の開示を求めたものである。

これに対し、実施機関は本件対象文書を特定し、その一部を開示する本件処分を行った。

異議申立人は本件対象文書の外にも文書が存在する旨を主張していることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

実施機関は「県の意味決定は起案文書により行われる。起案文書には事実関係、検討・協議内容などの具体的な審査記録、根拠規定、意思決定を行った理由などを記載することとしている。県はこの起案に基づき、最終的に意思決定を行っている。通常、異議申立人の請求した具体的な審査結果は起案文書である『平成15年7月7日付け指令東広建竹第19号に関する決裁文書』にのみ記載されているもので、対象文書について、念のため当該決裁文書以外にないか検索したところ、当該決裁文書以外には存在しなかった。」と説明する。

これに対し、異議申立人は「平成 16 年 1 月 5 日付け開示請求書において開示を求めた『許可権者（国有地管理者）が慎重に審査を行ったとする具体的な審査項目・事実関係・法的根拠等』を記載したものではない。」と主張している。

このように本件については、条例第 10 条第 2 号の個人に関する情報を不開示としたことには争いがなく、本件対象文書が本件請求の内容に該当する文書かどうか争いになっていることから、以下、文書特定の妥当性について検討する。

当審査会で本件対象文書を見分したところ、本件対象文書は砂防指定地内河川に橋梁を設置するための特定の許可申請に対し、不許可とした決裁文書である。本件対象文書には、審査記録（平成 15 年 4 月 28 日審査）、砂防指定地内制限行為及び設備占用の許可に係る申請書等審査表が添付されており、これらの文書には「車道橋は必要ないと判断した」（橋りょうの設置を不許可とした）審査の内容を記録していることが認められた。

また、異議申立人は意見書で、「竹原市道峠郷線の申請箇所が『自動車交通不能』と指定されている重要な事実を踏まえても、なお安全に通行ができるか否かについて、まさに『慎重に審査した』はずであり、かつ、その事実の記録は全く開示されていない」と述べている。そこで、安全に通行ができるかどうか審査した記録について、実施機関に確認したところ、自動車通行に係る現地調査の記録として平成 15 年 5 月 12 日付け「聞取り等報告書」はあるが、それは現地調査の報告書であって、請求内容にあるような許可審査の具体的な内容を記録した文書には当たらないと説明する。

当審査会において、平成 15 年 5 月 12 日付け「聞取り等報告書」を見分したところ、現地確認の状況について簡単な記録は見受けられたが、許可審査の内容は全く記録されていないことから、対象文書に該当しないとした実施機関の判断に誤りはないことが認められる。

以上のことから、本件請求につき、本件対象文書を特定し、行政文書部分開示決定を行った実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 3. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
21. 4. 13	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 6. 20	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 7. 1	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
25. 9. 27 (平成 25 年度第 6 回)	・ 諮問の審議を行った。
25. 10. 24 (平成 25 年度第 7 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授